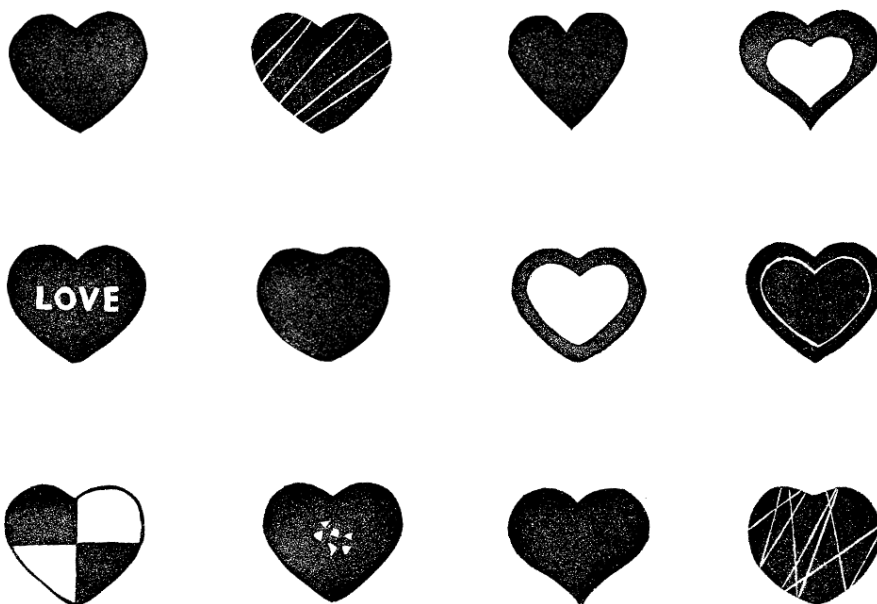


高山市の高齢者福祉

令和5年度版



高山市 福祉部 高年介護課

〈電話 57-5200・35-3178・35-3181〉

高山市地域包括支援センター

〈電話35-2940〉
ふくしのわ

目 次

1. こんな時は、こんな制度を！	1
2. 高山市地域包括支援センター	6
3. 生きがいづくり	7
1. 老人クラブ活動の支援	7
2. いきいき健康農園の貸付	7
3. 高齢者のふれあいの場及び交流	7
4. 敬老祝品祝状の贈呈	7
5. 地域乗合バス利用費の助成	8
4. 健康づくり・介護予防	10
1. 指定温泉保養施設等利用費の助成	10
2. 体育・文化活動事業	11
3. あたまの健康チェック	11
4. 通所型サービスA事業（にこにこ教室）	12
5. 高齢者健康教室（ひざ腰元気教室）	12
6. 予防接種費用の助成	12
7. 健康診査「ぎふ・すこやか健診」	13
8. 口腔健診「ぎふ・さわやか口腔健診」	13
5. 在宅生活の支援	14
1. 短期宿泊による生活管理指導	14
2. 緊急通報システムの貸与	14
3. 配食サービス	15
① ボランティアグループ等によるサービス	15
② 高齢者配食サービス	16
4. 徘徊高齢者探索システムの利用助成	17
5. 認知症高齢者等SOSネットワークの登録	17
6. 認知症高齢者等の個人賠償責任保険加入	18
7. 介護用品等購入券の支給	18
8. 在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給	19
9. 成年後見制度の利用支援	19
10. 軽度生活援助員の派遣	20
11. 訪問型サービスA事業	20

12. 寝具洗濯乾燥サービス	20
13. 外出困難者の移動支援	21
① 福祉有償運送	21
② 外出支援事業	21
③ 介護保険を利用したタクシー	22
14. 日常生活用具の給付・貸与	22
15. 難聴高齢者の補聴器購入費の助成	22
16. 養護老人ホーム等の入所措置	23
17. 無料可燃ごみ処理券の配付	23
18. 高齢者の健康等に関する出前講座	24
19. 家族介護者のための支援講座	24
20. 家族介護者相談室（ほっとする談話室）	24
21. 認知症相談会	24
6. 住まい	25
1. 住宅改造費の助成	25
2. 屋根融雪装置設置費の助成	25
3. 高齢者等住宅改造資金の貸付	26
4. 屋根雪下ろし等の助成	27
7. 介護保険	28
1. 介護保険の認定申請の手続き	28
2. 認定された方の介護サービスの利用方法	29
3. 居宅サービス	30
① 訪問介護（ホームヘルプ）	30
② 訪問入浴介護	30
③ 訪問看護	30
④ 訪問リハビリテーション	30
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30
⑥ 居宅療養管理指導	31
⑦ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	31
⑧ 通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）	31
⑨ 療養通所介護	31
⑩ 通所リハビリテーション（デイケア）	31

⑪ 短期入所生活介護（ショートステイ）	31
⑫ 短期入所療養介護（ショートステイ）	31
⑬ 小規模多機能型居宅介護	32
⑭ 看護小規模多機能型居宅介護	32
⑮ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	32
⑯ 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	32
⑰ 福祉用具の貸与と購入	32
⑱ 住宅改修	32
4. 施設サービス	33
① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【介護保険対応】	33
② 介護老人保健施設【介護保険対応】	34
③ 介護療養型医療施設【介護保険対応】	35
④ 介護医療院【介護保険対応】	35
⑤ 有料老人ホーム	36
⑥ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	37
⑦ サービス付き高齢者向け住宅	38
5. 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス）	39
① 訪問型サービス事業（訪問介護相当）	39
② 訪問型サービスA事業（軽度生活援助相当）	39
③ 通所型サービス事業（通所介護相当）	39
④ 通所型サービスA事業（短時間デイサービス）	39
⑤ 通所型サービスA事業（にこにこ教室）	39
6. 介護保険サービス利用者負担の軽減	40
① 高額介護（予防）サービス費	40
② 介護保険施設の入所者等の負担軽減	40
③ 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減	41
8. 税控除	42
1. 障害者控除	42
2. 介護サービスに係る費用の医療費控除	42
3. おむつ代の医療費控除	42
9. 高齢者福祉関係機関電話番号一覧（令和5年4月1日現在）	43

（注）本冊子は、令和5年4月1日現在を基準として作成しています。

1. こんな時は、こんな制度を！

在宅での暮らしや介護・福祉・健康等に関するサービスの利用など、高齢者の相談に応じます	高山市地域包括支援センター	6
介護保険のサービスを受けたいときは	要介護等認定の申請	28
生きがいづくり		
地域の仲間づくりのために支援します	老人クラブ活動の支援	7
野菜作りをしたい方のために農地をお貸しします	いきいき健康農園の貸付	7
高齢者の生きがいづくり、社会参加のための交流の場を提供します	高齢者のふれあいの場及び交流	7
米寿・100歳以上・最高齢者の長寿の方をお祝いします	敬老祝品祝状の贈呈	7
高齢者バス優待乗車証(悠々手形)の購入費を助成します	地域乗合バス利用費の助成	8
健康づくり・介護予防		
指定温泉保養施設や公衆浴場の利用料を助成します	指定温泉保養施設等利用費の助成	10
健康づくりや趣味、教養を高める講座や教室を開催します	体育・文化活動事業	11
「軽度認知障がい」の有無を判別し、認知症予防について個別相談を行います	あたまの健康チェック	11
介護予防マネジメントに基づき介護予防事業を提供します	通所型サービスA事業 (にこにこ教室)	12
高齢者の介護予防を目的に健康教室を行います	高齢者健康教室 (ひざ腰元気教室)	12
予防接種の費用を助成します	予防接種費用助成	12
生活習慣病の発見や重症化予防のための健診を実施します	ぎふ・すこやか健診	13
口腔機能の低下や肺炎等の予防のための口腔健診を実施します	ぎふ・さわやか口腔健診	13

在宅生活の支援

短期宿泊により日常生活の指導と体調を整えます	短期宿泊による生活管理指導	14
高齢者の不安解消や急病等の緊急対応を支援します	緊急通報システムの貸与	14
栄養改善が必要な方や特別食が必要な方に配食サービスを行います	配食サービス	15
徘徊のある認知症高齢者の緊急対応のための機器(GPS端末)の利用料の一部を助成します	徘徊高齢者探索システム利用助成	17
徘徊のおそれのある認知症の人を事前に登録し、行方不明時に備えます	認知症高齢者等SOSネットワーク登録	17
SOSネットワークに登録した方を対象として個人賠償責任保険に加入します	認知症高齢者等の個人賠償責任保険の加入	18
介護保険の給付対象外の介護用品の購入費を助成します	介護用品等購入券の支給	18
寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に支給します	在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給	19
身寄りのない認知症高齢者等の権利を守るための支援をします	成年後見制度の利用支援	19
ひとり暮らし高齢者の買物等の日常生活の援助を行います	軽度生活援助員の派遣(訪問型サービスA事業)	20
布団・毛布などの寝具の洗濯・乾燥を行います	寝具洗濯乾燥サービス	20
ひとりで公共交通機関を利用することが困難な方の通院等の交通手段に利用できます	福祉有償運送	21
	外出支援事業	21
	介護保険タクシー	22
日常生活用具の給付または貸与を行います	日常生活用具の給付・貸与	22
補聴器の購入費用を助成します	難聴高齢者の補聴器購入助成	22
生活環境や経済的に、ひとり暮らしが困難になった方のために	養護老人ホーム等の入所措置	23

おむつ利用の高齢者等を介護している世帯の方に「無料可燃ごみ処理券」を配付します	無料可燃ごみ処理券の配付	23
健康や認知症の知識の普及を図るため団体からの希望により出前講座を開催します	高齢者の健康等に関する出前講座	24
在宅で家族を介護している方を対象にした講座や相談室を開催します	家族介護者の支援講座	24
	家族介護者相談室 (ほっとする談話室)	24
	認知症相談会	24

住まい

住宅改造費用を助成します	住宅改造費の助成	25
親族などから除排雪の援助が受けられない方に助成します	屋根融雪装置設置費の助成	25
	屋根雪下ろし等の助成	27
住宅改造資金を貸し付けします	高齢者等住宅改造資金の貸付	26

介護保険(居宅サービス)

ヘルパーが自宅を訪問し、介護や日常生活の支援を行います	訪問介護	30
家庭の浴槽での入浴が困難な方を対象に、家庭へ浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供します	訪問入浴介護	30
看護師等が訪問し、主治医の指示や連携により看護を行います	訪問看護	30
理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います	訪問リハビリテーション	30
定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30
医師、歯科医師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います	居宅療養管理指導	31

施設や事業所に通い、日常生活上の介護や生活機能向上のための支援、リハビリテーションを行います	認知症対応型通所介護 31
	通所介護・地域密着型通所介護 31
	療養通所介護 31
	通所リハビリテーション 31
施設に短期間入所して、日常介護や看護、生活機能向上のための支援を行います	短期入所生活介護 31
	短期入所療養介護 31
通いサービスを中心に、訪問サービスや泊りサービスを組み合わせて柔軟なサービスを提供します	小規模多機能型居宅介護 32
	看護小規模多機能型居宅介護 32
認知症の方が、スタッフの介護を受けながら共同生活を行います	認知症対応型共同生活介護 32
有料老人ホーム等に入居している方に、日常生活上の介護や支援を行います	特定施設入居者生活介護 32
在宅の要介護(支援)者に福祉用具の貸出しや購入費の助成を行います	福祉用具の貸与と購入 32
在宅の要介護(支援)者に手すり等の住宅改修費を助成します	住宅改修 32

施設サービス(介護サービス含む)

寝たきり・認知症高齢者の方を在宅で介護することが困難になった方のために	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 33
入院治療を必要としないがリハビリや看護が必要な方のために	介護老人保健施設 34
療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護が必要な方に	介護療養型医療施設 35
病状は安定しているが、医学的管理・看護・介護が必要な方に	介護医療院 35
有料でもよいが、生活上の便宜を受けられる施設に入りたい方のために	有料老人ホーム 36
高齢者の方の自立した生活を支援するために	軽費老人ホーム(ケアハウス) 37

食事や健康管理などのサービスが受けられる高齢者向けの賃貸住宅をお探しの方のために

サービス付き高齢者向け住宅 38

介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス)

自宅訪問し、日常生活の自立に向けた支援・援助を行います

訪問型サービス 39

施設に通い、生活機能の向上・介護予防のための支援を行います

通所型サービス 39

介護保険サービス利用者負担の軽減

介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担が高額となる方に

高額介護(予防)サービス費 40

介護保険施設の入所者等に対する自己負担の軽減

介護保険負担限度額認定証 40

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減

社会福祉法人介護保険サービス利用者負担軽減 41

税控除

身体障がい者又は知的障がい者に準ずると認定された方は、税控除の対象になります

障害者控除 42

在宅介護サービス(訪問看護など)の費用が医療費控除の対象になります

介護サービスに係る費用の医療費控除 42

おむつの費用が医療費控除の対象になります

おむつ代の医療費控除 42

2. 高山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。高齢者の皆さまがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が幅広く相談に応じます。

1. 総合相談支援業務

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の保健や福祉、医療、暮らしに関することなどの相談に幅広く応じます。

2. 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止や早期発見、その他成年後見制度の利用支援や消費者被害の防止などの事業を行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者を支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者が暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

4. 介護予防ケアマネジメント業務（自立して生活できるよう支援します）

- ・地域包括支援センターは、要支援1、要支援2と認定された人や基本チェックリスト該当者（28頁参照）のケアマネジャーとなり、介護保険の介護予防サービスなどを利用するためのケアプランを作成します。
- ・支援や介護が必要になるおそれのある方が、介護予防事業（高山市が行う総合事業）を利用するための介護予防プランを作成します。

高山市地域包括支援センターの歯科訪問診療（歯科医師の往診）相談窓口について

歯科医への通院が困難な在宅の高齢者の方で、かかりつけの歯科医師がいない場合は、高山市地域包括支援センターが高山歯科医師会におつなぎします。義歯が合わない、歯周病が気になるなど、お気軽にご相談ください。

※救急の歯科診療ではありませんので、ご了承ください。



なんでも
ご相談ください

◆問い合わせ

高山市地域包括支援センター

各支所内 地域包括支援センター プラザ

☎ 35-2940

☎ 裏表紙 参照

3. 生きがいづくり

1. 老人クラブ活動の支援

高齢者で構成する単位長寿会や、連合長寿会の活動に対して助成を行い、健康でいきいきと安心して暮らしていただけるよう、長寿会の自主的な運営を支援します。



- ◆加入申込み お住まいの地域の長寿会
 高山市連合長寿会事務局（総合福祉センター内）
 ☎ 35-0294
- 支所地域の長寿会事務局（高山市社会福祉協議会各支部）
 ☎ 43頁 参照

2. いきいき健康農園の貸付

60歳以上で農地を持っていない方に、2～3坪の農地を無償で貸付けることで、高齢者の健康の保持増進と生きがいづくりを推進します。

【農園箇所】 千島農園、三福寺農園、下岡本農園



- ◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200

3. 高齢者のふれあいの場及び交流

高齢者の余暇活動や交流の場として、福祉センターなどを貸し出すほか、高齢者団体や地域住民との交流による高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。

【場 所】 福祉センター、老人いこいの家、よって館など

- ◆問い合わせ 高山市社会福祉協議会（総合福祉センター内）
 高山市福祉サービス公社・高山市シルバー人材センター
- ◆利用申し込み 各福祉センター、老人いこいの家、よって館 ☎ 44頁 参照

4. 敬老祝品祝状の贈呈

米寿を迎えられる方や百歳以上の方々のご長寿をお祝いして、毎年9月に記念品か祝状を贈呈するとともに、併せて安否確認を行います。

- ◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 認定調査係 ☎ 35-3181

5. 地域乗合バス利用費の助成

濃飛乗合自動車株式会社が発行する「高齢者バス優待乗車証（悠々手形）」の購入費用（4,190円）の一部を助成し、高齢者の日常生活における外出を支援します。



- 【対象者】 65歳以上の高齢者又は障がい者手帳をお持ちの方で、市民税が本人非課税の方
 ※ 利用する方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、保険証、障がい者手帳等）をご持参ください。
- 【助成の方法】 市が交付する証明書を濃飛バスの窓口へ提出し、悠々手形を購入してください。（販売額から助成額が差し引かれます。）
- 【助成額】 2,000円

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
 各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

— 公共交通利用のための支援制度 —

<p>おでかけ パスポート</p>	<p>【対象者】 高山市民で65歳以上の方、障がい者手帳をお持ちの方、難病療養者</p> <p>【購入金額】 6,000円（購入日から1年間有効） 運転免許自主返納者（返納から1年未満）には、1回限り無料交付</p> <p>【購入場所】 濃飛バス窓口、北・南・西商工会</p> <p>【利用方法】 のらマイカー、たかね号、まちなみバス、匠バス（さるぼぼバス含む）の降車時にパスポートを提示すると、無料で利用できます。タクシーは、パスポートの提示で利用1回につき100円割引となります。</p>
<p>市民乗車 パス</p>	<p>【対象者】 高山市民ならどなたでも</p> <div data-bbox="459 1518 849 1756" data-label="Image"> </div> <p>①旧市町村の「地域内」での乗降 1乗車100円（大人、小人同額）で利用できます。</p> <p>②旧市町村の地域を越える区間での乗降運賃の上限が1,050円になります。（高速バスなどを除く）</p> <p>【発行】 無料 （高山市民であることを確認できるものが必要です）</p> <p>【発行場所】 福祉課、都市計画課、各支所、濃飛バス各窓口</p> <p>【有効期限】 交付日から2023年9月30日まで （2年ごとに更新が必要です）</p> <p>詳しくは、都市計画課（☎0577-57-7444）までお問合せください。</p>

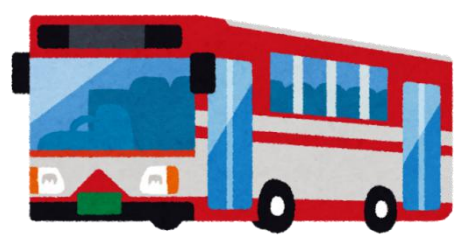
ー 高山市内を運行しているバス運賃 ー

のらマイカー まちなみバス たかね号 匠バス さるぼぼバス	【運賃】 1 乗車 100 円 ※18 歳以下の方は、市役所や各支所で配布している「ヤングパスポート」を利用すると運賃が無料になります。
濃飛バス (幹線バス)	・乗車区間によって運賃が異なりますので、バス車内運賃表示器でご確認ください。

ー 運転免許自主返納者の支援制度 ー

<p>●おでかけパスポートの無料交付 (1 回限り)</p> <p>【対 象】 65 歳以上の高山市民で運転免許返納から 1 年未満の方</p> <p>【手続方法】 「運転経歴証明書」を濃飛バス窓口、北・南・西商工会へご提示ください</p> <p>【問合せ先】 都市計画課 ☎0577-57-7444</p>
<p>●バス運賃の割引</p> <p>【内 容】 ①濃飛バス幹線 片道大人運賃が半額 (本人のみ) ②高速新宿線 平日の片道大人運賃が半額 (本人と同伴者 1 名) ※休日は対象外です ③高速岐阜線 片道大人運賃が半額 (本人と同伴者 1 名)</p> <p>【利用方法】 「運転経歴証明書」をご提示ください</p> <p>【問合せ先】 濃飛バス ☎0577-32-1688</p>
<p>●タクシー運賃の割引</p> <p>【対 象】 65 歳以上の方</p> <p>【内 容】 乗車料金が 1 割引 (迎車料金は除く)</p> <p>【利用方法】 「運転経歴証明書」をご提示ください</p> <p>【問合せ先】 岐阜県タクシー協会飛騨支部 ☎0577-35-2110</p>

※「運転経歴証明書」は、警察署・運転者講習センターで発行しています



4. 健康づくり・介護予防

1. 指定温泉保養施設等利用費の助成

市内にお住まいの65歳以上の方などの健康増進や心身のリフレッシュを目的として、「指定温泉保養施設等利用券」を年間1人20枚交付し、利用料を助成します。



【対象者】 令和5年4月1日現在高山市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ①4月1日現在、65歳以上の方
- ②4月1日現在、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【利用方法】 市が発行する「利用券」を指定温泉保養施設へ提出すると、利用料の半額で利用できます。

【交付期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【利用券交付場所】 高年介護課、各支所地域振興課、山王福祉センター、総合福祉センター、高山身障会館
(各施設の休館日には交付できません)

※交付手続きの際は、利用する方の住所、氏名、生年月日が確認できる書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証、運転経歴証明書等）、または身体障害者手帳等をご持参ください。

高山市指定温泉保養施設等一覧（令和5年4月1日現在）

名称		所在地	電話番号	利用者負担 (大人)
公衆浴場	鷹の湯	宗猷寺町107	0577-34-3561	230円
	ゆうとぴあ稲荷湯	八軒町2-4	0577-32-5875	220円
温泉保養施設	宿雛の湯 ジョイフル朴の木	丹生川町久手446-1	0577-79-2109	300円
	ひだ荘川温泉 桜香の湯	荘川町猿丸82-1	05769-2-2044	365円
	塩沢温泉 七峰館	高根町上ヶ洞290	0577-59-2326	260円
	四十八滝温泉しぶきの湯 遊湯館	国府町宇津江964	0577-72-5526	310円
	くるみ温泉	朝日町胡桃島8	0577-56-1137	350円
	ひだまりの湯	冬頭町417	0577-37-4126	365円
	自家源泉臥龍の湯 臥龍の郷	一之宮町5525	0577-53-3933	360円
	奥飛騨ガーデンホテル焼岳	奥飛騨温泉郷一重ヶ根2498-1	0578-89-2811	350円
	ひらゆの森	奥飛騨温泉郷平湯763-1	0578-89-3338	300円
	中崎山荘 奥飛騨の湯	奥飛騨温泉郷神坂710	0578-89-2021	350円

(※ 休館日や営業時間をご確認の上お出かけください。)

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

2. 体育・文化活動事業

老人福祉センターでは、健康づくりのための保健体育事業や、趣味・教養を高め
ていただくための文化活動事業などを行います。

- 【事業名】 軽スポーツ大会
(ゲートボール・グラウンドゴルフ・ペタンク)
囲碁・将棋大会
高年者体育大会
高年者作品展
コミュニケーションマージャン講座
その他居場所づくり等



◆問い合わせ 高山市社会福祉協議会（総合福祉センター内）
☎ 35-0294

健康づくり・
介護予防

3. あたまの健康チェック

認知症の前段階と言われている「軽度認知障がい（MCI）」の有無を簡易的
に判別し、認知症予防について個別相談を行います。

詳しいことは、下記の問い合わせ先にお尋ねください。

- 【開催】 毎月2回程度
【場所】 高山市役所本庁および支所の会議室など
【対象者】 認知症の診断や治療を受けていない65歳から79歳までの方
【利用料金】 無料

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200



4. 通所型サービスA事業（にこにこ教室）

介護予防の取り組みが必要な方（基本チェックリスト該当者：28頁参照）などを対象に、週1回、運動・口腔機能の向上や認知症予防などの介護予防教室（送迎付き）を行います。（39頁）

詳しいことは、地域包括支援センターにご相談ください。

【場 所】 山王、きりう及び各支所福祉センター等

【対 象 者】 要支援1・2の方および基本チェックリスト該当者

【利用者負担金】 1回500円

◆問い合わせ	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	高山市地域包括支援センター	☎ 35-2940
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

5. 高齢者健康教室（ひざ腰元気教室）

お元気な65歳以上の方を対象に、介護予防を目的とした健康体操や健康づくりの話などを行う高齢者健康教室（週1回で20回）を、各地域の公民館等で行います。また、教室を修了された方同士で継続して健康づくりをしていただけるように、グループ活動の支援をしています。

開催時期や場所、自主的なグループ活動についての相談・問合せは、下記までお気軽におたずねください。

【利用料金】 無 料

◆問い合わせ	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

6. 予防接種費用の助成

インフルエンザなどの感染症を予防するため、下記の予防接種の費用を一部助成します。

対象者や接種時期、自己負担金が異なりますので、下記にお問い合わせください。

【季節性インフルエンザ】

対象者：65歳以上の方（一部60～64歳の方も該当になる場合があります）
前年度に予防接種を受けられた方には、接種期間開始時に予診票を郵送します。

【高齢者の肺炎球菌感染症】

対象者：年度内に65歳になられる方には、予診票を郵送します。
（一部60～64歳の方も該当になる場合があります）

経過措置：過去に一度も肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない方のうち、年度内に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になられる方は下記にお問合せください。

◆問い合わせ	市民保健部 健康推進課 母子保健係	☎ 35-3160
--------	-------------------	-----------



7. 健康診査「ぎふ・すこやか健診」

心臓病や脳卒中などの生活習慣病の早期発見・重症化予防を目的に健康診査を実施しています。

【対象者】 後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方
(一部65歳～74歳の方も対象になる場合があります)
対象となる方には、受診票を郵送します。

【健診料金】 500円

65歳から74歳の方は、「特定健康診査」での受診となります。加入している医療保険の制度により受診してください。

なお、国民健康保険に加入している方には、受診票を郵送します。(健診料金：520円)

◆問い合わせ 市民保健部 市民課 保険給付係 ☎35-3003

8. 口腔健診「ぎふ・さわやか口腔健診」

口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯や歯肉の状態、口腔清掃状態のチェックを行います。

【対象者】 後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方
(一部65歳～74歳の方も対象になる場合があります)
対象となる方には、受診票を郵送します。

【健診料金】 300円

◆問い合わせ 市民保健部 市民課 保険給付係 ☎35-3003



5. 在宅生活の支援

1. 短期宿泊による生活管理指導

短期間の宿泊により、日常生活に対する指導を行うとともに体調を整えます。

- 【対象者】 自立者等で介護保険によるサービスを利用できない方
【利用者負担金】 1日当り 380 円（別途食事代が必要、1回7日間まで）
【指定施設】 養護老人ホーム向陽園

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

2. 緊急通報システムの貸与

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などのお宅の電話機に、ボタンを押すと24時間対応の通報相談センターにつながる緊急通報装置を設置します。

急病などの緊急の事態に対応するとともに、健康や心配ごとなどの相談にも応じるほか、月1回のお元気コールを行うなど日常生活の不安を解消します。

【利用者負担金】 年間0～1,040円（世帯の市民税額により異なります。）



- ※日常の電話使用料は、ご利用者の負担となります。
- ※利用者の負担で、見守りセンサーを付けることもできます。
- ※申請にあたっては、緊急時に対応していただける協力員の方が原則3名必要となります。

◆申請・相談 お近くの民生児童委員
福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照



3. 配食サービス

在宅の寝たきり高齢者や虚弱高齢者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の方に給食を届けるもので、ボランティアの方が行っているものと市が実施しているサービスの2つがあります。

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員にご相談ください。



① ボランティアグループ等によるサービス

ひとり暮らし高齢者の方などを対象に、食事を届けるサービスです。

名 称	利用者負担金 (1食)	サービス提供回数	サービス提供地域 及び時期	申請・相談窓口
菜の花会	350円	火曜または水曜の夕食 (月3回)	高山地域(通年) ※その他一部の地区	高山市社会福祉協議会 ☎35-0294
配食サービス (丹生川支部)	350円	月曜と木曜の夕食	丹生川地域 (年末年始を除く) ※祝日の場合は翌日	社会福祉協議会 丹生川支部 ☎78-1294
あいあい弁当	350円	第3水曜日	清見地域	社会福祉協議会 清見支部 ☎68-3522
JAひだ女性部 荘川支部山びこの会	350円	6回/年	荘川地域 (4.5.6.10.1.2月)	社会福祉協議会 荘川支部 ☎05769-2-2806
久々野町 ボランティア連絡会	なし	2回/年	久々野地域	社会福祉協議会 久々野支部 ☎52-1001
木曜ふれあい弁当 (木曜ふれあい弁当の会)	350円	毎週木曜の夕食	久々野・朝日・高根 (通年) (第5木曜、祝日、 年末年始を除く)	社会福祉協議会 久々野・朝日・高根支部 ☎43頁参照
木曜ふれあい弁当 (配達便)	350円	毎週木曜の夕食	一之宮地域 (第5木曜、祝日、 年末年始を除く) ※お休みする事もあります	社会福祉協議会 一之宮支部 ☎53-0294
コスモスの会	350円	各2回/月	上宝地域・奥飛騨温泉郷 地域 (7月~9月を除く)	社会福祉協議会 上宝支部 ☎0578-86-2848

② 高齢者配食サービス

ご家族やご親族から食事の支援が受けられない方にお弁当を届けるとともに安否確認を行います。利用にあたっては身体状況や生活状況を確認し、検討して決定します。

※配達できない地域があります。

	特別食	普通食
対象者	次のいずれにも該当する方 ①心身の状態により、きざみ食やカロリー制限食などが必要 ②本人やご家族が調理及び食材調達が困難	次のいずれにも該当する方 ①栄養改善が必要 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯 ③市民税非課税世帯 ④事業対象者または要支援・要介護認定を受けており、調理や食材調達が困難 ⑤親族などから調理や食材調達の支援が受けられない
利用者負担金	1食につき400円	1食につき350円
配達日	毎週月曜日から土曜日まで、1日につき昼食または夕食のいずれか1食を配達します（日曜・祝日・年末年始を除く）	

◆申請・相談

福祉部 高年介護課 高齢者支援係
各支所内 地域包括支援センター プラザ

☎ 57-5200

☎ 裏表紙 参照



4. 徘徊高齢者探索システムの利用助成

認知症などによる徘徊行動のある高齢者を、在宅で介護されているご家族等に対し、市が指定する携帯端末機（GPS）の利用にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】 介護度が要支援以上で認知度Ⅰ以上、日常生活動作Aランク以下の方、または同程度の状態であると認められる方を在宅で介護されている方。

本人及び介護者の世帯に介護保険料の滞納がない方。

【利用者負担金】 月額0～1,320円（生計中心者の市民税額により異なります。）
電話やインターネットで、高齢者の所在を探索できます。

アプリの利用により、エリアの出入りなどをプッシュ通知で受け取ることができます。

※利用者のご家族等から市が指定する事業者に対して、現場での保護を依頼した場合は、1時間あたり11,000円（税込）が別途必要です。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

5. 認知症高齢者等 SOS ネットワークの登録

認知症により徘徊のおそれがある方の情報を事前に登録していただき、行方不明になった場合にできるだけ早く発見・保護できるようにします。

ご本人やご家族の同意を得て地域包括支援センター、警察、消防と情報を共有します。

【登録対象者】 次のいずれにも該当する方

- ①高山市に住所を有する40歳以上
- ②認知症の症状があり、徘徊の恐れのある
- ③在宅で生活している方

【登録費用】 無料

【その他】 アイロンを使って衣類に貼る「みまもりシール」を配布します



◆申請・相談	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

6. 認知症高齢者等の個人賠償責任保険加入

認知症の方が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に備え、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が契約者として加入します。

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ①認知症高齢者等 SOS ネットワークの登録者
- ②登録者の世帯全員に住民税の滞納がないこと

【保険料】 市が全額負担します。

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

7. 介護用品等購入券の支給

おむつやおしりふき、使い捨て手袋などを購入できる購入券を支給し、在宅で寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護するご家族の経費負担を軽減します。

【対象者】 要介護2～5の方を在宅で介護している方

ただし、要介護2又は3の方は、要介護認定調査票を確認しおむつの必要性が認められる場合に対象となります。

【支給額】 市民税課税状況により支給額が決まります。

課税状況の確認は、本人及び生計を同一にしている家族が対象となります。

	市民税課税状況		令和3～5年度 年間支給上限額
	本人	世帯	
要介護4・5	課税	課税	支給対象外
	非課税	課税	60,000 円
	非課税	非課税	195,000 円
(介護者慰労金対象者)	非課税	非課税	75,000 円
要介護2・3	課税	課税	支給対象外
	非課税	課税	支給対象外
	非課税	非課税	40,000 円

【品目】 おむつ（紙パンツ含む）、おしりふき、介護用使い捨て手袋等

【支給方法】 年3回（4月・8月・12月）クーポン券を支給します。

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

8. 在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給

介護認定を受けた家族を介護保険のサービス（10日以内は除く）を利用せず、在宅で介護されている方に対して、慰労金を支給します。

【対象者】 過去1年の間において、介護サービス（10日以内のサービス利用は除く）を利用していない要介護3以上の方及び要介護2の方で重度認知症の方を介護されている方。

ただし、福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用している方は対象となります。

【支給金額】 在宅介護期間1年経過以降 月額10,000円

【支給月】 9月と3月にまとめて支給します

【支給の消滅・停止】 消滅：認定された方が死亡または転出したとき

停止：認定された方が施設等へ入所または病院へ入院したとき

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

9. 成年後見制度の利用支援

認知症などのため、財産の管理や契約等を自分で行うことが困難な方が、成年後見制度を利用する際、親族に後見等開始の申立てを行う方がいないなどの場合は、市長が申し立てを行います。また、申立て時に必要な費用や後見人等に対する報酬の助成などにより、低所得の方の成年後見制度の利用を支援します。

・市長申立て

【対象者】 認知症等により判断能力が低下し、自己の財産管理や契約等が困難な方で、2親等内の親族がいないなど、市長申立てが必要と判断される方

・申立て費用や報酬の助成（助成基準などの詳細は、お問い合わせください。）

【対象者】 ①生活保護受給者
②申立て費用や報酬の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方

【助成額】 申立て費用は実費の範囲内、報酬は家庭裁判所が決定した額の範囲内で、被後見人等を含む世帯員の資産の額により、全額または2分の1の額を助成します。

※令和4年4月から、市役所1階に成年後見支援センターを開設しましたので、成年後見制度の利用相談など、お気軽にご利用ください。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	高山市成年後見支援センター	☎ 35-3359
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

10. 軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らしの高齢者や、虚弱な高齢者世帯に高山市シルバー人材センターから会員を派遣し、買物、家屋内の軽易な掃除等の日常生活上の援助を行います。



【対象者】 65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の方で、介護保険法における介護給付の訪問介護サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業によるサービスでは援助が不足する方

【利用者負担金】 原則週1回（1時間以内）

買い物、除雪・・・・・・・・・・ 170円

家屋内での軽易な掃除等・・・ 100円

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 介護支援係	☎ 35-3178
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照

11. 訪問型サービスA事業

「10. 軽度生活援助員の派遣」のうち、除雪サービスを除くサービスを、要支援1・2の方および基本チェックリスト該当者（28頁参照）に対して実施します。（39頁）

12. 寝具洗濯乾燥サービス

寝具類の衛生管理が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯等の方は、寝具の洗濯乾燥のサービスをご利用いただけます。

【対象者】 在宅で、虚弱、心身の障がいまたは疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯等

【利用者負担金】 クリーニング定価の1割相当額

※特殊料金等、対象にならないものがあります。

【利用限度】 年2回まで

1回につき、掛け布団類・敷き布団類・毛布類を各1点ずつ利用できます。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 高齢者支援係	☎ 57-5200
	各支所内 地域包括支援センター	☎ 裏表紙 参照



13. 外出困難者の移動支援

① 福祉有償運送

車いす利用者や寝たきり高齢者の方などが、通院や社会参加などをするために特定のNPO法人等が運営する福祉有償運送を利用できます。

【対象者】 ひとりでタクシー、その他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者手帳所持者、要介護（支援）認定者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい等を有する方

【利用方法】 事業者事前に登録する必要があります。
詳細は、事業者へ直接お問い合わせください。

高山市内の福祉有償運送事業者（令和5年4月1日現在）

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 さわやか飛騨	山田町32-1	0577-35-7540
一般社団法人 てとら	下切町233-3	080-6979-0598

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200

② 外出支援事業

支所地域において、一般の交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、通院や在宅福祉サービスを提供する場所等への送迎を行います。

利用を希望する方は、事前に市への申請が必要です。

【対象者】 ひとりでタクシー、その他の公共交通機関を利用することが困難な要介護（支援）認定者、基本チェックリスト該当者、身体障害者手帳（1級・2級：下肢・体幹・視覚障がい）・療育手帳（A1・A2）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者、その他肢体不自由、内部障がいを有する方

※ 高山地域に住所を有する方は、ご利用いただけません。

【利用時間】 原則、平日の午前9時から午後5時まで

【利用者負担金】 0～1,040円/回
（距離及び世帯の市民税額により異なります）

【待機料】 30分毎に200円を加算



◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

③ 介護保険を利用したタクシー

介護保険の訪問介護事業所の指定を受けたタクシー事業者が、通院乗降介助や院内同行介助を行うサービスです。利用にあたっては、ケアマネジャーへ相談ください。

- 【対象者】 通院乗降介助は要介護1以上の方
 院内同行介助は認知症高齢者の自立度Ⅲ以上又は要介護3以上で市が認めた方

事業所名	電話番号
鳩タクシー株式会社	34-7788
メディクス訪問介護事業所	36-3860

14. 日常生活用具の給付・貸与

高齢者の在宅での生活の利便を図るため、日常生活用具の給付または貸与を行います。給付の品目は、購入前に申請が必要です。必ず事前にお問い合わせください。

- 【対象者】 低所得で65歳以上のひとりの暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の方等

- 【対象品目】 給付：電磁調理器・火災警報器・自動消火器・
 玄関チャイム（光と音で知らせるもの）
 （利用者負担：生計中心者の市民税額により異なります）



- 貸与：老人用電話・シルバーカー
 （利用者負担：無料）

- | | | |
|--------|------------------|-----------|
| ◆申請・相談 | 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 | ☎ 57-5200 |
| | 各支所内 地域包括支援センター | ☎ 裏表紙 参照 |
| | お近くの民生児童委員 | |

15. 難聴高齢者の補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者の方が、補聴器を購入する場合の費用の一部を助成します。

- 【対象者】 次のいずれにも該当する方
- ①購入時に65歳以上
 - ②身体障害者手帳の交付対象とならない
 中等度難聴（40 デシベル～69 デシベル）がある
 - ③市民税非課税世帯



- 【対象品目】 購入に要した費用の1/2以内の額（上限額5万円）

- | | | |
|--------|------------------|-----------|
| ◆申請・相談 | 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 | ☎ 57-5200 |
| | 各支所内 地域包括支援センター | ☎ 裏表紙 参照 |

16. 養護老人ホーム等の入所措置

環境上の理由や経済的な理由により居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を養護するため、施設への入所措置を行います。

【対象者】 65歳以上の高齢者で身体上、精神上、環境上及び経済上の理由によって、家庭で養護を受けることが困難な方

※ 寝たきりや重度の認知症の方、所得の多い方などは、入所できません。

環境上の理由：家族や住居の状況など、現在おかれている環境の下では、居宅で生活することが困難であること

経済的な理由：本人が属している世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課せられていない場合など

【費用の負担】 入所者本人に収入（年金など）がある場合や、扶養義務者（配偶者または子）に所得がある場合には、負担能力に応じて費用を負担していただきます。

飛騨地区内にある養護老人ホーム

名称	定員	所在地	運営主体	電話番号
向陽園	50	高山市三福寺町1051-3	社会福祉法人高山八寿会	0577-32-1265
和光園	50	飛騨市古川町下気多871-1	社会福祉法人吉城福祉会	0577-73-2240
あさぎりサニールンド	50	下呂市萩原町羽根2710-3	社会福祉法人下呂福祉会	0576-52-1279

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
 高山市地域包括支援センター ☎ 35-2940
 各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

17. 無料可燃ごみ処理券の配付

紙おむつを常時使用している高齢者等を介護している世帯に対し、生活環境課から配付された「無料可燃ごみ処理券」を使いきった後、申請により可燃ごみ処理券を配付します。



【申請】 お近くの民生児童委員、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員に、紙おむつ（パッド含む）が必要であることを証明してもらい申請をしてください。

【交付枚数】 1回20枚 ※年2回限度
 （無料可燃ごみ処理券がなくなりましたら、下記までお問合せください。）

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
 各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

18. 高齢者の健康等に関する出前講座

高齢者の健康や認知症の知識の普及を図るため、各種団体からの希望により、出前講座を開催します。

◆問い合わせ 高山市地域包括支援センター ☎ 35-2940

19. 家族介護者のための支援講座

在宅で家族を介護されている方を対象に、介護に関する知識や技術を学んでいただくための講座を開催します。

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200

20. 家族介護者相談室（ほっとする談話室）

「ほっとする談話室」は、家族を介護されている方が、介護の心配事や悩みごとを相談できる場です。

毎月10日と20日に「まちスポ飛騨高山」で開催しています。

なお、開催日時は変更になる場合がありますので、広報たかやまでご確認ください。

※まちスポ飛騨高山（天満町1丁目 フレスポ飛騨高山内）

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200
NPO 法人まちづくりスポット ☎ 62-8550

21. 認知症相談会

認知症に関するさまざまな悩みに認知症の専門的な知識、経験を持つ職員が寄り添います。

開催日時・場所は広報たかやまでご確認ください。

◆問い合わせ 福祉部 高年介護課 高齢者支援係 ☎ 57-5200

6. 住まい

1. 住宅改造費の助成

次の住宅改造費を助成します。ただし、寝たきり等で本人の自立につながらないときや所得状況によっては、助成の対象にならない場合があります。申請は、必ず工事にとりかかる前に行う必要があります。

なお、20万円以内の手すりや段差解消などの工事は、介護保険の住宅改修において給付対象となる工事費用について、9割を上限として助成されます。

- ①介護保険給付の対象で20万円を超えた住宅改造費
- ②介護保険で給付の対象とならない改造の内、市の要綱で定める住宅改造費

- 【対象者】 在宅で生活する要介護（支援）認定を受けた方
【助成額】 生計中心者の前年の所得状況により最高75万円を助成
※所得によりご利用者の負担額が異なります。
※助成額には介護保険による給付額を含みます。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 介護支援係 各支所内 地域包括支援センター	☎ 35-3178 ☎ 裏表紙 参照
--------	------------------------------------	-----------------------

2. 屋根融雪装置設置費の助成

屋根の雪下ろしが困難で親族などの支援が得られない高齢者が、屋根融雪装置を設置する場合は、助成金を支給します。申請は、必ず工事にとりかかる前に行う必要があります。申請にあたっては、お近くの民生児童委員の意見を記入していただく必要があります。

- 【補助の対象となるもの】 ①電気やボイラーなどで屋根雪を融雪する装置
②屋根先にネット状のものを設置し、自然の力で屋根雪を融雪する装置

- 【対象者】 高齢者（65歳以上）世帯
ただし、親族からの支援が得られる場合は、対象外となります。
【助成額】 生計中心者の市民税年額により、最高60万円（所得により、ご利用者の負担額が異なります）を助成します。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 介護支援係 各支所内 地域包括支援センター	☎ 35-3178 ☎ 裏表紙 参照
--------	------------------------------------	-----------------------

3. 高齢者等住宅改造資金の貸付

介護保険や市の補助金を利用して手すりの設置や段差解消、洋式トイレへの変更などの住宅改修を行う場合に、補助金等が交付されるまでの間、工事費を支払うことが困難な方に、補助金等の支給額内の範囲において無利子で工事資金をお貸しします。

【対象者】 次の補助金等を受けられる方

- ①介護保険の住宅改修費
- ②高山市高齢者等住宅改造助成事業補助金
- ③高山市障がい者住宅改造助成事業補助金

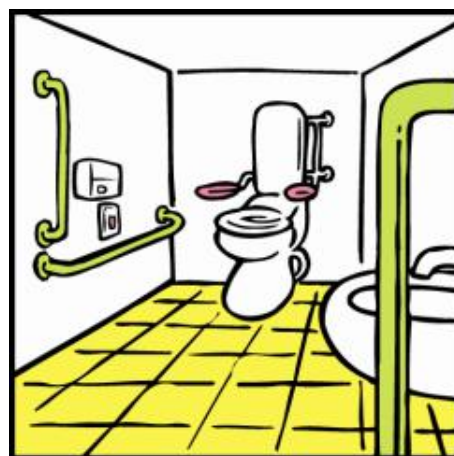
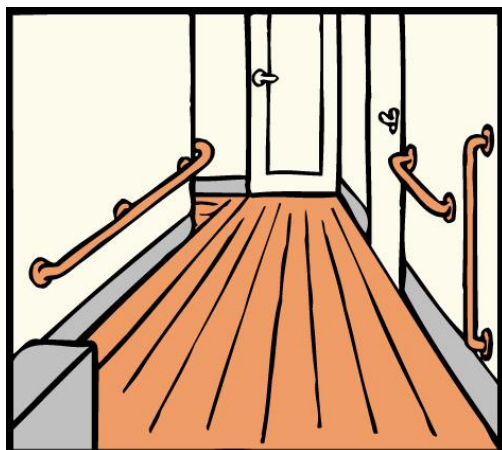
【貸付額】 補助金等相当額

生計中心者の所得階層区分により、対象工事内の最高75万円まで（生計中心者の前年の所得状況により異なります）

【保証人】 不要

【貸付手続き】 事前に下記までご相談ください。

◆申請・相談	福祉部 高年介護課 介護支援係 各支所内 地域包括支援センター	☎ 35-3178 ☎ 裏表紙 参照
--------	------------------------------------	-----------------------



4. 屋根雪下ろし等の助成

高齢者のみの世帯を対象に、市に登録してある事業者が実施した屋根の雪下ろし等の費用の一部を助成します。事前の申請が必要で、お住まいの地域の民生委員に意見を記入していただく必要があります。

- 【補助対象経費】
- ①現に居住している住宅の屋根の雪下ろしにかかる経費
 - ②現に居住している住宅の屋根の雪下ろし及び除排雪（運搬含む）にかかる経費
 - ③現に居住している住宅の除排雪（運搬含む）にかかる経費
（住宅密集地のため車両で雪捨て場まで運搬する場合に限る）

【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯

※次の世帯は対象になりません

- ・飛騨地域に2親等内の親族がいる世帯
- ・生計中心者の市民税年額が15万円を超える世帯
- ・生活保護世帯

【助成額】 生計中心者の市民税年額により、年間助成上限額（4～12万円）と助成率が決まります。

助成1回あたりの助成上限額

- ①屋根雪下ろしのみ：3万円
- ②屋根雪下ろし及び除排雪、運搬：5万円
- ③除排雪、運搬のみ：2万円

◆申請・相談

福祉部 高年介護課 介護支援係
各支所内 地域包括支援センター

☎ 35-3178

☎ 裏表紙 参照

住
ま
い



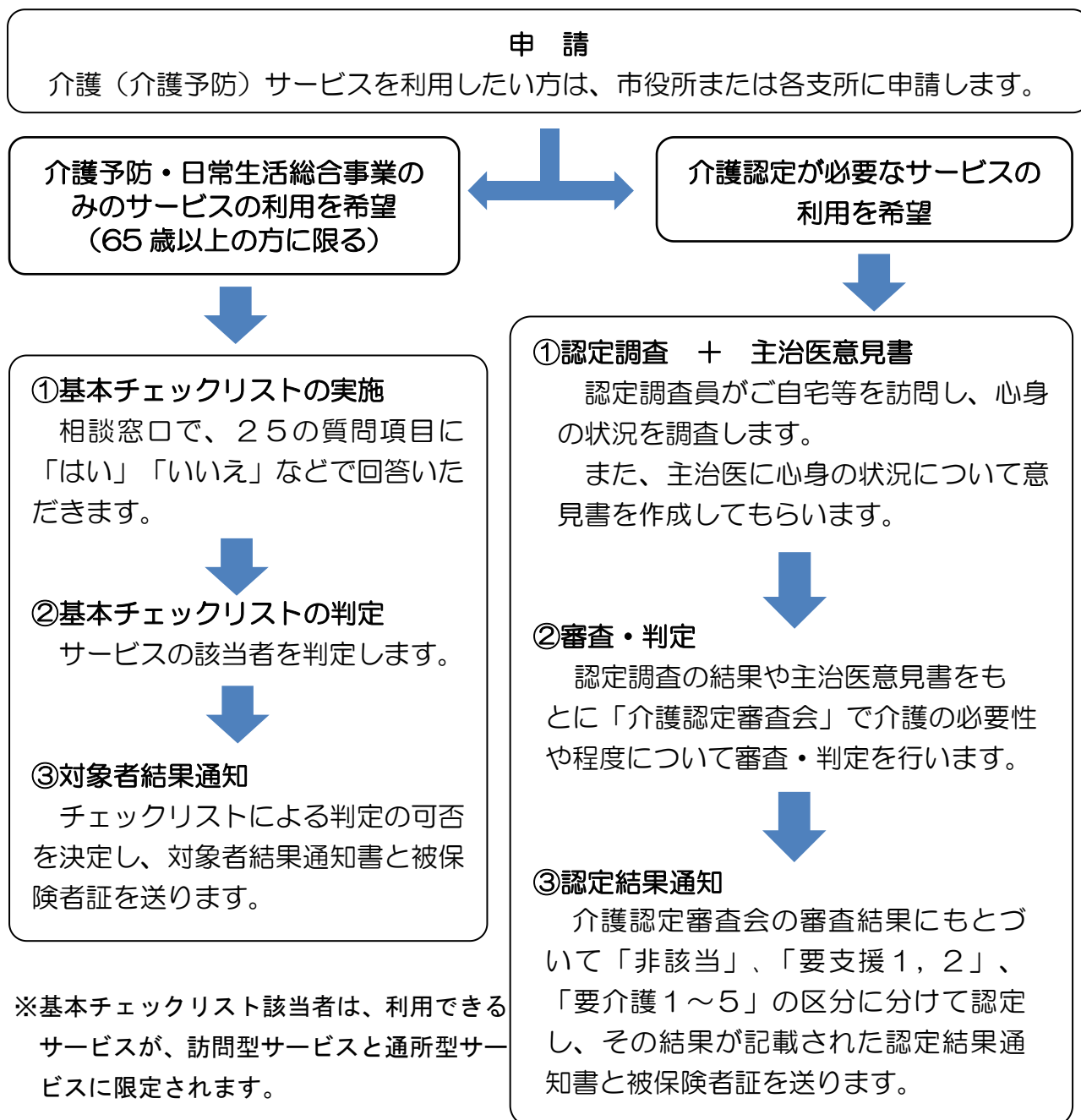
7. 介護保険

1. 介護保険の認定申請の手続き

介護保険のサービスを利用したい方は、介護が必要な状態であるという認定を受ける必要があります。

【要介護等の認定】

65歳以上の方や、40歳以上65歳未満の方で特定の疾病が原因で介護や支援が必要な方は、要介護等の認定申請ができます。



介護保険
(介護認定)

◆申請・相談 福祉部 高年介護課 認定調査係 ☎ 35-3181
各支所内 地域包括支援センター ☎ 裏表紙 参照

2. 認定された方の介護サービスの利用方法

28頁の「認定結果通知」、「対象者結果通知」または要介護（支援）等区分によって、相談窓口や利用できるサービスが異なります。

《要介護1から要介護5》の方が、ご自宅(在宅)でサービスを利用する場合

①居宅介護支援事業所にケアプランの作成依頼

②ケアプランの作成

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者やその家族と相談しながら、利用者の生活に適したサービス計画（ケアプラン）を作成します。

③サービス事業者と契約、介護サービスの利用

ケアプランに基づいて、訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などのサービスを提供する事業者と契約し、サービスを利用します。

《要介護1から要介護5》の方が、介護保険施設に入所する場合

① 介護保険施設へ申込み

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、原則要介護3以上の方が対象（要介護1又は2の方も特例的に入所可能）となり、申込みの際はケアマネジャー等が作成した「調査票」が必要となります。市内の介護保険施設は、33頁から35頁までをご覧ください。

② 施設サービス計画の作成

入所した施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、施設サービス計画を作成します。

③ 施設サービスの利用

※ 要支援の方は、施設へ入所するサービスはご利用いただけません。

《要支援1・要支援2・基本チェックリスト該当者》の方が、ご自宅(在宅)でサービスを利用する場合

① 地域包括支援センターにケアプランの作成依頼

地域包括支援センターは、市役所および各支所にあります。

高山市地域包括支援センター ☎ 0577-35-2940（6頁参照）

② ケアプランの作成

高山市地域包括支援センターの職員等が、利用者やその家族と相談しながら、利用者の同意を得て利用者の生活に適したサービス計画（ケアプラン）を作成します。

③ サービス事業者との契約、介護予防サービスなどの利用

ケアプランに基づいて、訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などのサービスを提供する事業者と契約し、サービスを利用します。

【注意】

介護保険の認定には有効期間がありますので、期限切れになる前に更新申請を行う必要があります（有効期間満了日の60日前から申請が可能です）。

また、状態が変わった場合には、有効期間内でも変更の申請をすることができます。

なお、基本チェックリストには、有効期限はありません。

3. 居宅サービス

在宅で受けられるサービスです。ご利用にあたっては、契約されているケアマネジャーにご相談ください。なお、市内の介護サービス事業所の一覧については、高山市ホームページまたは別冊の「高山市介護保険サービス事業所一覧」をご覧ください。

① 訪問介護（ホームヘルプ）

日常生活を営むのに支障がある高齢者のご自宅へ、ホームヘルパーを派遣し、介護等の日常生活の世話をを行い、健全で安らかな在宅生活を送れるよう援助します。

ただし、家族のための家事、洗車、草むしり、大掃除などの日常の家事を超えるものは、対象になりません。

身体介護・・・食事、入浴、排せつ等の介護、通院等のための乗車や降車の介助
生活援助・・・調理、洗濯、掃除等の家事

※生活援助は、原則として同居家族のみえる方は、対象になりません。



② 訪問入浴介護

家庭の浴槽で入浴が困難な寝たきりの方や虚弱高齢者の方を対象に、ご自宅に浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供します。

③ 訪問看護

訪問看護専門の教育を受けた看護師が、医師の指示により定期的にご自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士等の専門家が、医師の指示によりご自宅を訪問し、機能訓練など必要なリハビリテーションを提供します。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

⑥ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが要介護（支援）認定者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

⑦ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

医師により「認知症」の診断を受けた方に対し、日帰りでデイサービス施設に通って、食事・入浴などの日常生活上の介護や生活機能向上のための支援を提供します。原則、高山市民のみが利用できます。

⑧ 通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）

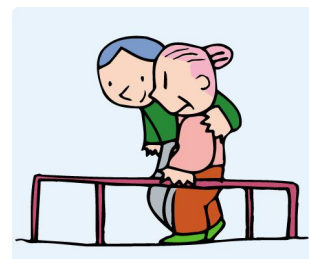
日帰りでデイサービス施設に通って、食事・入浴などの日常生活上の介護や生活機能向上のための支援を提供します。地域密着型通所介護は定員18人以下の事業所で、原則、高山市民のみが利用できます。

⑨ 療養通所介護

常時看護師による見守り等が必要な方に対し、日帰りで食事・入浴などの日常生活上の介護や療養上の世話を提供します。要介護1以上の認定を受けた、原則、高山市民のみが利用できます。

⑩ 通所リハビリテーション（デイケア）

日帰りで老人保健施設や医療機関等の通所リハビリテーション施設に通って、日常生活上の介護や支援、生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで提供します。



介護保険
(居宅サービス)

⑪ 短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の要介護（支援）認定者が、介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の介護など日常生活の世話、機能訓練を提供します。

⑫ 短期入所療養介護（ショートステイ）

在宅の要介護（支援）認定者が、老人保健施設等に短期間入所して、看護や医学的管理による介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護を提供します。

※⑪、⑫を利用した日数の合計が認定有効期間の半数を超える場合は、
高年介護課介護支援係（電話 35-3178）にご相談ください。

⑬ 小規模多機能型居宅介護

通いサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊りサービスを組み合わせて柔軟なサービスを提供します。原則、高山市民のみが利用できます。

⑭ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに看護師による訪問を含めたサービスを提供します。要介護1以上の認定を受けた方で、原則、高山市民のみが利用できます。

⑮ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2及び要介護1から5の認定を受けた方で、医師による「認知症」の診断を受けた方が、スタッフの介護を受けながら共同生活を行います。原則、高山市民のみが利用できます。

⑯ 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護事業所として指定を受けている有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などにおいて、入居している要介護（支援）認定者に食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活の支援を提供します。

地域密着型特定施設入居者生活介護は定員29人以下の施設で、高山市の介護保険被保険者で要介護1以上の認定を受けている高山市民のみが利用できます。

⑰ 福祉用具の貸与と購入

車いすや介護ベッドなど、福祉用具の貸出し費用のほか、入浴や排せつ時などに使う福祉用具の購入費を給付します。ただし、利用する方によって対象にならない品目もあります。

【貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

要支援1・2及び要介護1の方は、一部保険給付の対象とならない福祉用具があります。

【購入】

県の指定を受けた販売店で、入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合に、年間10万円までの購入費に対して9割を上限として支給します。



⑱ 住宅改修

要介護（支援）認定を受けた方が、住み慣れた住宅で、安心して健やかに自立した生活ができるよう住宅改修費を助成します。申請は、必ず工事にとりかかる前に行う必要があります。また、助成対象額の範囲で、住宅改修資金の貸付を行う制度（26頁参照）もありますので、ご検討ください。

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に20万円までの改修費に対して、9割を上限として支給します。

4. 施設サービス

施設に入所して受けられるサービスです。

要介護1～5の方が利用できます。（要支援1・2の方は利用できません。）

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【介護保険対応】

【介護老人福祉施設とは】

食事、入浴、排せつ等の介護など日常生活上の世話や機能訓練、健康管理または療養上の世話を受けられます。

【対象者】

要介護3以上の認定を受けた方のうち、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅サービス等を最大限利用しても在宅生活が困難な方。

ただし、要介護1または2の方であっても、一定の要件に該当する場合は、特例的に入所することができます。

【費用の負担】

利用したサービス費用の1割～3割を利用者の方に負担していただきます。

また、食事代や入所雑費は、別途必要です。施設によって、食事代や入所雑費が異なりますので、詳しくは各施設または契約されたケアマネジャーにお問合わせください。

飛騨地区内にある介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

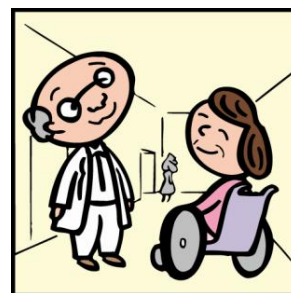
名 称	定員	所 在 地	運 営 主 体	電 話 番 号
豊楽園	50	高山市三福寺町 1110-5	社会福祉法人 清徳会	0577-32-5565
南風園	100	高山市千島町 1257-2	社会福祉法人 清徳会	0577-33-3730
新宮園	100	高山市新宮町 1322-1	社会福祉法人 清徳会	0577-36-5565
こころの丘高山	80	高山市赤保木町 1164-1	社会福祉法人 恵雄会	0577-33-0556
丹生川苑	30	高山市丹生川町町方 98-1	社会福祉法人 高山八寿会	0577-78-3177
八光苑	80	高山市久々野町久々野 1202	社会福祉法人 高山八寿会	0577-52-2211
県立飛騨寿楽苑	120	飛騨市古川町是重 102	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	0577-73-3804
飛騨古川さくらの郷	84	飛騨市古川町杉崎 598-1	社会福祉法人 飛騨古川	0577-73-0088
たんぼぼ苑	78	飛騨市神岡町東町 690-1	社会福祉法人 神東会	0578-82-6500
あさぎりサニーランド	70	下呂市萩原町羽根 2710-3	社会福祉法人 下呂福祉会	0576-52-1279
かなやまサニーランド	50	下呂市金山町金山 973-7	社会福祉法人 下呂福祉会	0576-32-4800
さわやかナーシング下呂	80	下呂市乗政 1267-5	社会福祉法人 慈恵会	0576-26-3630

※入所については施設へ直接お申込みいただくか、ケアマネジャーにご相談ください。

②介護老人保健施設【介護保険対応】

【介護老人保健施設とは】

在宅復帰を目指し、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を受けられます。



【対象者】

病状が安定期にあり、看護や医学的な管理下での介護などが必要な要介護1以上の認定を受けた方

【費用の負担】

利用したサービス費用の1割～3割を、利用者の方に負担していただきます。
また、食費・居住費や入所雑費が別途必要です。施設によって食費・居住費や入所雑費が異なりますので、詳しくは各施設または契約したケアマネジャーにお問合わせください。

飛騨地区内にある介護老人保健施設

名 称	定員	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
はなさと	100	高山市花里町2-67	日本赤十字社	0577-35-5500
それいゆ	100	高山市桐生町4-268	医療法人 同仁会	0577-35-3030
香蘭荘	130	高山市国府町三川 1202-5	医療法人 以仁会	0577-72-5151
アルカディア	70	高山市国府町村山249-1	特定医療法人 生仁会	0577-72-5111
穂高の庭	100	高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根 205	医療法人 健康長寿会	0578-89-1212
共寿	82	下呂市萩原町古関873-1	医療法人社団 共寿会	0576-53-0151
小坂老人保健施設	29	下呂市小坂町大島1963	下呂市	0576-62-2212

※入所については施設へ直接お申込みいただくか、ケアマネジャーにご相談ください。

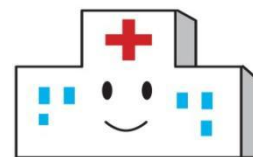
介護保険
（施設サービス）



③介護療養型医療施設【介護保険対応】

【介護療養型医療施設とは】

療養病床などを有する病院または診療所で、長期療養を必要とする方に、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護など必要な医療を行います。



【対象者】

病状が安定期にある長期療養患者で、療養上の管理や看護などを必要とする要介護1以上の認定を受けた方

【費用の負担】

利用したサービス費用の1割～3割を、利用者の方に負担していただきます。
また、食費・居住費や入所雑費が別途必要です。施設によって食費・居住費や入所雑費が異なりますので、詳しくは各施設または契約したケアマネジャーにお問合わせください。

飛騨地区内にある介護療養型医療施設

名称	定員	所在地	設置主体	電話番号
高山厚生病院	56	高山市山口町1280	岐阜県厚生農業協同組合連合会	0577-32-1900
古川病院	38	飛騨市古川町三之町8-20	医療法人 古川病院	0577-73-2234
小坂診療所	14	下呂市小坂町大島1965	下呂市	0576-62-2212

※入所については施設へ直接お申込みいただくか、ケアマネジャーにご相談ください。

※高山厚生病院は令和5年10月をもって閉院されます。

④介護医療院【介護保険対応】

【介護医療院とは】

「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えており、夜間も医師や看護師が常駐し、ご家族と連携しながら利用者を見守り、看取りにも対応できる新しい「医療」と「介護」のかたちとして「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

【対象者】

病状が安定しているが、医学的管理・看護・介護が必要な（下記の状態のいずれかに該当する）要介護1以上の認定を受けた方で、在宅や他の介護保険施設では対応が難しい方

- ・喀痰吸引の必要な方、経管栄養・胃ろうなどの方
- ・糖尿病によりインスリン注射が必要で自己管理が難しい方
- ・終末期ケア・看取りの支援が必要な方
- ・認知症等の周辺症状などがありケアが必要な方 など

【費用の負担】

利用したサービス費用の1割～3割を、利用者の方に負担していただきます。
また、食費・居住費や入所雑費が別途必要です。詳しくは施設または契約した
ケアマネジャーにお問合わせください。

飛騨地区内にある介護医療院

名 称	定員	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
介護医療院たかはら	58	飛騨市神岡町殿1081-19	飛騨市	0578-82-5313

※入所については施設へ直接お申込みいただくか、ケアマネジャーにご相談ください。

⑤有料老人ホーム

【有料老人ホームとは】

食事や入浴をはじめ、その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的
とした施設です。

【対象者】

有料老人ホームの種類によって次の3つに区分されます。

- ・介護付き有料老人ホーム 要介護・要支援認定を受けている方等を対象
(特定施設入居者生活介護)
- ・住宅型有料老人ホーム 要介護・要支援認定を受けている方および日常
生活が自立している方を対象
- ・健康型有料老人ホーム 日常生活が自立している方を対象

【費用の負担】

施設によって異なり、大きく分けて毎月の食事代や運営費を支払って入所する
タイプと、入居の際に一時金を支払って居住権を買い取るタイプがあります。

高山市内にある有料老人ホーム

名 称	戸数	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号	種別
シニアホーム高山 (特定施設入居者生活介護)	64	山田町 781-58	宗教法人 天理教若高分教会	0577-33-4565	介護付き
喜林	17	新宮町 794	株式会社 喜林	0577-33-6677	住宅型
Dr.Orishige ビオメゾン	32	昭和町 2-85-1 南棟	医療法人 同仁会	0577-37-0800	住宅型
ファインシニアけやき	46	昭和町3丁目 180-1	医療法人 三継会	0577-57-5858	住宅型
グレースシニア荏名	17	江名子町 2980-1	株式会社 グレースシニア荏名	0577-34-4001	住宅型
シェアハウスまめなかな	17	赤保木町 969-1	NPO法人 まめなかな	0577-37-0031	住宅型
喜林ハウス	17	新宮町 1520	株式会社 喜林	0577-34-4165	住宅型
喜林ハウス国府	25	国府町上広瀬 1294-1	株式会社 喜林	0577-72-4165	住宅型
すみれハイツ	9	国府町糠塚 21	ブライトスタッフ 株式会社	0577-72-2790	住宅型

※入居については、施設へ直接お申込みください。

⑥軽費老人ホーム（ケアハウス）

【軽費老人ホームとは】

高齢者の自立した生活を支援するため、安心して生活できる部屋を準備し、食事や入浴などを提供します。

【対象者】

- ・60歳以上の方または夫婦どちらかが60歳以上で、家庭環境や身体機能の低下等により在宅で生活できない方
- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、要介護・要支援認定を受けている方等

【費用の負担】

国が定める基準に従い、生活費・管理費のほか収入に応じた事務費の負担が必要です。

飛騨地区内にあるケアハウス

名 称	定員	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
ケアハウス1番館 (特定施設入居者生活介護)	50	高山市新宮町1054-3	社会福祉法人 ケア21	0577-36-0021
ケアハウス下呂温泉	50	下呂市小川1000-2	社会福祉法人 慈恵会	0576-23-1511

※入居については、施設へ直接お申込みください。

⑦サービス付き高齢者向け住宅

【サービス付き高齢者向け住宅とは】

高齢者単身・夫婦世帯が、バリアフリー構造による建物において、ケアの専門家による安心できる見守りサービス（安否確認サービス、生活相談サービス）が提供される賃貸等の住まいです。

【対象者】

- ・60歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、高山市の介護保険の被保険者で要介護1以上の方

【費用の負担】

施設によって、家賃や食事代、管理費等が異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

高山市内にあるサービス付き高齢者向け住宅

名 称	戸数	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
メゾンドゆい	19	昭和町 2-85-1	株式会社 レザミひだ	0577-37-0800
りびんぐラルゴ	15	新宮町 700-200	医療法人 万裕会	0577-35-5668
高齢者住宅 2 番館	30	新宮町 851-1	社会福祉法人 ケア 21	0577-35-0021
喜林ハイム	15	新宮町 1511-1	株式会社 喜林	0577-35-0816
喜林ハイムⅡ	15	新宮町 791-1	株式会社 ケアトピック	0577-35-2311
まつもとの家	8	松本町 2227-3	特定非営利活動法人 ほのぼの朝日ネットワーク	0577-62-9412
清徳会 宙（そら）Ⅰ	40	神田町 1-28-1	社会福祉法人 清徳会	0577-37-5565
みらいえ高山	24	片野町 6 丁目 488	株式会社 スマイルネット	0577-57-8807
りびんぐラルゴきよみ	9	清見町 牧ヶ洞 3942-3	医療法人 万裕会	0577-68-0220
蘭山	20	国府町 三川 1145-2	医療法人 以仁会	0577-72-5252
はとたく館	31	名田町 5-95-16	鳩タクシー株式会社	0577-57-8810
ぬくもり	11	国府町 上広瀬 467-1	有限会社 まんてん	0577-70-8050

※入居については、施設へ直接お申込みください。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス）

介護保険法の改正に伴い、高山市では平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

平成28年3月まで要支援1・2及び要介護1・2の方が利用されていたサービスのうち「訪問介護（ホームヘルプ）」および「通所介護（デイサービス）」を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービスとして実施します。

要支援1・2の方の他に、介護認定を受けていない方であっても基本チェックリストの実施により該当者と判定された方（基本チェックリスト該当者：28頁参照）は、下記のサービスが利用できます。

① 訪問型サービス事業（訪問介護相当）

ヘルパーが自宅に訪問し、介護や日常生活の援助を行います。（介護保険における訪問介護と同様のサービスです。）

費用負担は、利用したサービス費用の1割～3割を負担していただきます。

② 訪問型サービスA事業（軽度生活援助相当）

援助員を派遣し、買い物や屋内の軽易な掃除等を行います。

費用負担は、買い物の場合は170円/回、軽易な掃除等は100円/回を負担していただきます。（20頁参照）

③ 通所型サービス事業（通所介護相当）

日帰りで施設に通って、食事、入浴などの日常生活の介護や生活機能向上のための支援を行います。（介護保険における通所介護と同様のサービスです。）

費用負担は、利用したサービス費用の1割～3割を負担していただきます。

④ 通所型サービスA事業（短時間デイサービス）

5時間未満の通所型サービスで、送迎や入浴等を加算方式にし、利用者が必要とする支援を行います。

費用負担は、利用したサービス費用の1割～3割を負担していただきます。

⑤ 通所型サービスA事業（にこにこ教室）

市内全域において、運動・口腔機能の向上や認知症予防などの介護予防教室を行います。

費用負担は、500円/回を負担していただきます。（12頁参照）

注）訪問型サービスでは、①と②を併用して利用することはできません。

通所型サービスでは、③～⑤のうち、いずれか1つの利用となります。

6. 介護保険サービス利用者負担の軽減

① 高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（1割、2割または3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が利用者負担上限額（月額）を超えた場合、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

※高額介護サービス費の対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担額や、施設での食費、居住費、日常生活費等その他の利用料は含みません。

② 介護保険施設の入所者等の負担軽減

市民税非課税世帯の方で次のいずれにも該当する場合は、利用者の申請により介護保険負担限度額認定証を交付します。

ア：本人及び同一世帯の方、世帯を別にしている配偶者に市民税が課税されていないこと

イ：預貯金等の額が次の額であること

区分	預貯金等の額
利用者の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が、 <u>年間80万円</u> 以下の方	利用者：650万円以下 夫婦：1, 650万円以下
利用者の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が <u>年間80万円超120万円</u> 以下の方	利用者：550万円以下 夫婦：1, 550万円以下
利用者の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が <u>年間120万円</u> を超える方	利用者：500万円以下 夫婦：1, 500万円以下

介護保険施設（ショートステイ含む）を利用する場合に、介護保険負担限度額認定証を提示すると、食費・居住費の自己負担額が減額されます。

※対象となるサービス：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護

③社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減

市民税非課税世帯の方で次のいずれにも該当する場合は、利用者の申請により社会福祉法人利用者負担軽減確認証を交付します。

- ア：年金収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- イ：預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ウ：世帯が居住用に供する土地家屋以外の資産を所有していないこと
- エ：負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- オ：介護保険料を滞納していないこと

社会福祉法人施設を利用する場合に、社会福祉法人利用者負担軽減確認証を提示すると、介護サービス利用者負担額・食費・居住費が減額されます。

※対象となるサービス

訪問介護

通所介護

短期入所生活介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

複合型サービス

介護福祉施設サービス

第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）

8. 税控除

1. 障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護認定者で一定の要件に該当する方は、税法上の障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行

申請により高年介護課または各支所地域振興課で認定書を発行します。該当する年ごとに発行が必要です。所得申告の際に添付し、控除を受けてください。

2. 介護サービスに係る費用の医療費控除

介護サービスに係る費用について、医療費控除の対象となるものについては、施設及び事業所等が発行する領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されていますのでご確認ください。

3. おむつ代の医療費控除

寝たきり高齢者や、傷病により寝たきりとなった方で、疾病の治療を行う上でおむつの使用が欠かせないとき、そのおむつに係る費用が医療費控除の対象となります。

【対象者】 6か月以上にわたり寝たきり状態にある方で、疾病の治療を行う上でおむつの使用が欠かせない方

【必要書類】 「おむつ使用証明書」の用紙を高年介護課または各支所窓口でお渡ししますので、治療を受けている医療機関の医師に証明してもらい、所得申告の際に領収書とともに添付して提出してください。ただし、前年に手続きされている方は、市で証明できる場合がありますのでお問い合わせください。

◆申請・相談

財務部 税務課 市民税係

☎ 35-3626

福祉部 高年介護課 介護支援係

☎ 35-3178

福祉部 高年介護課 認定調査係

☎ 35-3181

各支所内 地域包括支援センターラジ

☎ 裏表紙 参照



9. 高齢者福祉関係機関電話番号一覧 (令和5年4月1日現在)

施設	住所	電話番号
高山身障会館	上三之町44	0577-32-2402
高山市社会福祉協議会	昭和町2-224	0577-35-0294
高山市社会福祉協議会 丹生川支部	丹生川町町方33	0577-78-1294
高山市社会福祉協議会 清見支部	清見町三日町305	0577-68-3522
高山市社会福祉協議会 荘川支部	荘川町新洲430	05769-2-2806
高山市社会福祉協議会 一之宮支部	一之宮町3215-5	0577-53-0294
高山市社会福祉協議会 久々野支部	久々野町無数河859-1	0577-52-1001
高山市社会福祉協議会 朝日支部	朝日町万石330	0577-55-3788
高山市社会福祉協議会 高根支部	高根町上ヶ洞340-1	0577-59-2500
高山市社会福祉協議会 国府支部	国府町木曾垣内650	0577-72-4426
高山市社会福祉協議会 上宝支部	上宝町本郷550	0578-86-2848
高山市シルバー人材センター	森下町1-208	0577-32-8090
高山市シルバー人材センター 丹生川支所	丹生川町坊方2190-1	0577-78-2988
高山市シルバー人材センター 久々野支所	久々野町無数河859-1	0577-52-2840
高山市シルバー人材センター 国府支所	国府町木曾垣内706	0577-72-4168

施設	住所	電話番号
高山市ふれあい老人いこいの家	名田町3-1-3	0577-36-5855
高山市丹生川老人いこいの家	丹生川町坊方2190-1	0577-78-2988
高山市国府老人いこいの家	国府町木曾垣内706	0577-72-4168
高山市総合福祉センター	昭和町2-224	0577-35-0294
高山市山王福祉センター	森下町1-208	0577-36-2940
高山市きりう福祉センター	桐生町8-44	0577-33-2943
高山市丹生川福祉センター	丹生川町町方33	0577-78-2940
高山市清見福祉センター	清見町三日町414-1	0577-68-3130
高山市荘川福祉センター	荘川町新淵430-1	05769-2-2806
高山市一之宮福祉センター	一之宮町1273	0577-53-3007
高山市一之宮老人福祉センター	一之宮町3087	0577-53-2424
高山市久々野福祉センター	久々野町無数河859-1	0577-52-3711
高山市朝日福祉センター	朝日町万石328	0577-55-3888
高山市高根福祉センター	高根町上ヶ洞340-1	0577-59-0015
高山市国府福祉センター	国府町木曾垣内650	0577-72-4426
よって館 初田	初田町1丁目26	0577-32-3791
よって館 ^{そら} 畠	七日町1丁目60-3	0577-32-2411
よって館 花里	花里町3丁目8番地	090-5627-4447

高山市の高齢者に関する相談窓口

窓 口	主 な 業 務	電 話 番 号
高山市役所 本庁		0577-32-3333 (代)
福祉部高年介護課	高齢者福祉全般	0577-57-5200
	介護保険	0577-35-3178
	要介護認定	0577-35-3181
地域包括支援センター	高齢者の総合相談 介護予防支援	0577-35-2940
各支所内 地域包括支援センターブランチ		
丹生川ブランチ	福祉全般	0577-78-1111 (代)
清見ブランチ		0577-68-2211 (代)
荘川ブランチ		05769-2-2211 (代)
一之宮ブランチ		0577-53-2211 (代)
久々野ブランチ		0577-52-3111 (代)
朝日ブランチ		0577-55-3311 (代)
高根ブランチ		0577-59-2211 (代)
国府ブランチ		0577-72-3111 (代)
上宝ブランチ		0578-86-2111 (代)
福祉サービス総合相談 支援センター	障がい児者の相談 生活困窮者の相談 市民生活の総合相談	0577-35-3002
	成年後見支援センター	0577-35-3359
市民保健部健康推進課	健康相談（健康診査等）	0577-35-3160